

委員会は原点に戻れ

今本博健

第三次淀川水系流域委員会を傍聴して危惧するのは、最近になって委員の意見が2極化し、硬直状態に陥りかけていることである。空中分解すらしかねない有様である。そのようなことになれば、なんのためにこの委員会がここまで努力してきたのかわからなくなる。いまや淀川水系流域委員会は全国注視の的である。このことを心して委員諸氏は良心と信念にしたがって真剣な審議をしてもらいたい。

第三次委員会は、第二次委員会の不可解な休止、河川管理者による実質的な委員選考などにより社会の不信を背負った発足となった。「原案」が提示されるまえに、河川整備のあり方について委員間あるいは河川管理者・委員間で十分意見交換できなかったことも不幸であり、それがいま尾を引いている。

それにもかかわらず、委員会は見事な審議を展開したと思う。河川管理者が提出した資料の説明を専門外委員が担当したことはこの委員会を活性化した。とくに委員長の補足説明はきわめて明解であり、多くの委員および傍聴者の「原案」への理解を深めさせるとともに、問題点を浮き彫りにした。河川管理者もまた委員の要求に応じて資料をよく提供し、数量的な検討を可能にした。惜しむらくは、委員間の意見交換に時間が費やされ、河川管理者に多くの説明時間を与えられなかったことである。

雰囲気がおかしくなったのは「意見(案)」のたたき台が示されてからである。専門外委員や委員長の説明ではほとんど発言しなかった専門委員がにわかに活発に発言しだした。しかも驚くべきことに、その多くが「原案」を支持する意見である。専門家であればあるほど原案の欠点が見えてくるはずなのに、これは一体どうしたことか。

率直に言って、いま委員会は「意見(案)」を支持する専門外委員と支持しない専門委員との対立状態にあるといえる。ここに、専門外委員とか専門委員の呼称は適切でない面があり、専門外委員にも支持しない委員があり、その逆もあるが、あえてこう表現させていただく。

しかも問題なのは、専門委員の意見に論理的でないのが多いことである。一例を挙げればダムの効果に対する評価である。ダムには洪水調節機能があり、下流の水位を低下させる効果があることは明白である。しかし、その効果は限定的であり、加えて社会および自然環境に重大な影響を及ぼすことも厳然たる事実である。「治水に効果がある」、「すでに事業が始まっている」、「地元が同意している」では専門家の意見とは思えない。せめてつぎの疑問に明確に答えるべきである。

①ダムの効果について

- ・計画規模の降雨があるのがきわめて稀なこともあるが、ダムにより水害の発生を防止できた例はどのくらいあるのか。
- ・ダムがあっても水害を防げなかった例は多い。このような場合でもダムの貯留分だけ氾濫量を軽減できたというが、被害額はいかほど軽減できたのか。
- ・最近の水害では、本川の改修が進んだこともあって、支川の氾濫や土石流による被害が目立っている。ダムができれば万全と錯覚させることが被害を激甚化していることをどう思うか。
- ・河川管理者は「ダム位置から下流の河口まで効果がある」というが、洪水波の変形や支川が

らの合流とのかねあいを考慮すると、ダム位置から下流ほど効果は低減するのではないか。

②将来のダムの方針について

- ・ダムを治水の2本柱としているかぎり、これからも無限にダムをつくりつづけねばならないことになる。そうするのか。
- ・それが不可能というのなら、どのような方策で対処しようとするのか。

③「33分の2」論について

淀川水系河川整備基本方針の検討では、中上流地点の基本高水のピーク流量を工事实施基本計画のものから大幅に減らしている。5313型降雨で枚方地点が17,000m³/sになるときの中流地点の流量を上限値に設定し、各地点における引き伸ばし後の流量がこの上限値を上回る洪水型を検討対象から除外し、さらに当該地点より下流地点の通過流量が当該下流地点の基本高水ピーク流量を上回る洪水パターンも対象から除外するという「恣意的手法」を採用したことによる結果である。あまりに恣意的なことを恥じたのか、最終的な方針では、基本高水のピーク流量を示すことを止め、計画高水流量のみを示している。工事实施基本計画のものを採用すればさらなるダム計画を示さねばならず、それを避けたと解釈できる。

大戸川ダムについても、河川管理者が検討対象とした33パターンのうち淀川の計画高水位を超える2パターンを対象から除外すれば大戸川ダムは不要となる。河川管理者が大戸川ダムを不要と判断すれば基本方針で採用したと同じ恣意的手法を用いたに違いない。

このように場合によって手法を変えることをどのように説明するのか。

④その他

- ・水位が計画高水位を超えなければ堤防は安全か。
- ・水位が計画高水位を超えれば堤防は劇的に危険なのか。

委員会の目的は、新たな河川整備をめざして、河川管理者が作成した整備計画原案への意見を述べることであり、原案をよりよいものへと進化させねばならない。これまでの委員会の歴史が示すように、従来型の河川整備の欠陥をいかに克服するかに多くの時間と経費と努力が注ぎ込まれてきた。委員諸氏におかれては、些事に捉われることなく、委員会の原点に戻って論理的な議論をすべきである。

私見であるが、これからの治水は、洪水を河道に封じ込むのではなく、流域全体で分散して受け持たざるを得ないと思う。それだけに越水に耐えられる堤防の開発と実施が重要である。さらに、森林の育成や防災調節池により雨水の流出を抑制するとともに、大洪水の場合は霞堤や野越により洪水のエネルギーを分散させることが重要である。これを実現するには土地利用の規制や住民の合意が不可欠であり、被害の補償制度も確立する必要がある。住民の生命を守るには避難体制の確立が急務である。河川対応と流域対応を併用した真の総合治水である。

従来の治水方式の最終走者となるか、新たな方式のさきがけとなるか。いずれを選ぶかは流域委員会の判断にかかっている。